

令和5年度地方税制改正(案)について

総務省
令和4年12月

令和5年度の与党税制改正大綱(12月16日決定)のうち、地方税関係の概要は以下のとおり。

1 車体課税

◎ 環境性能割の税率区分の見直し〔別紙参照〕

- 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- 2035年電動車100%(乗用車新車販売)とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分(燃費基準達成度)を3年間で段階的に引き上げる。

(注) 次の税率区分の見直しは3年後(令和8年度改正)とする。

◎ グリーン化特例

- 電気自動車等を取得した場合における現行の軽減措置(翌年度の種別割▲75%軽減)等について、適用期限を3年延長する。

◎ 燃費・排ガス不正行為への対応

- 不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行:10%)を35%に引き上げる。

2 個人住民税

◎ NISAの抜本的拡充・恒久化

- NISA制度について、年間投資上限額の拡大、非課税保有期間の無期限化、口座開設期間の恒久化等を行う。

3 国際課税

- 新たな国際課税ルールにおける「第2の柱」(グローバル・ミニマム課税)に関し、外国に所在する法人等の所得を基に課税する仕組みであるIIR(所得合算ルール)及びUTPR(軽減税所得ルール)は、法人税及び地方法人税で課税を行う(注1)。

また、内国法人等の所得を基に課税する仕組みであるQDMTT(国内ミニマム課税)は、法人住民税・法人事業税相当分について、簡素な制度とする観点から、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとし、地方交付税により地方に配分する(注2)。

(注1) 法人税による税額と地方法人税による税額が907:93の比率となるよう制度を措置する。

(注2) 法人税による税額と地方法人税による税額が753:247の比率となるよう制度を措置する。

※ IIRは、令和6年4月以後に開始する対象会計年度から適用開始。UTPR及びQDMTTは、令和6年度税制改正以降に法制化を検討。

4 納税環境整備

◎ 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化

- 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者からも図面等を入手することができることを法令上明確化する。

◎ ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応

- ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。

5 主な税負担軽減措置等

- 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設（固定資産税）
- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
- バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加した上、2年延長（自動車税環境性能割）

6 航空機燃料譲与税

- 航空機燃料税の軽減措置の税率見直し・延長に伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置について、地方への譲与分が維持されるよう譲与割合を見直した上、5年間延長する。

	現行	令和5・6年度	令和7・8年度	令和9年度
航空機燃料税率	13,000 円/kl	13,000 円/kl	15,000 円/kl	18,000 円/kl
譲与割合	13分の4	13分の4	15分の4	9分の2
地方への譲与分	4,000 円/kl			

※ 固定資産税（土地）については、令和5年度においては、既定の負担調整措置を適用する。

◆ 検討事項等

◎ 外形標準課税のあり方

- 外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。

こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

◎ 電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税のあり方

- 自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

◎ 森林環境税・森林環境譲与税

- 森林環境税は、令和6年度に課税が開始される。全国の地方公共団体において、森林環境譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用し、国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、各地域における取組みの進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討する。

◎ 国際課税（「第1の柱」への対応）

- 「第1の柱」については、令和5年前半までの多数国間条約の署名が目標とされており、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

◎ 地方税務手続のデジタル化

- 納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。また、地方税以外の地方公金に係るeTAX経由での納付について必要な検討を進める。

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕（令和3、4年度）

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車
	2030年度燃費基準 85%達成～
1%	75%達成～
2%	60%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



〔改正案〕（令和5～7年度）※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	（令和6年1月～）	（令和7年4月～）
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車	
	2030年度燃費基準 85%達成～	2030年度燃費基準 95%達成～
1%	80%達成～	85%達成～
2%	70%達成～	75%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

軽自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕（令和3、4年度）

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車
	2030年度燃費基準 75%達成～
1%	60%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



〔改正案〕（令和5～7年度）※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	（令和6年1月～）	（令和7年4月～）
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車	
	2030年度燃費基準 80%達成～	2030年度燃費基準 80%達成～
1%	70%達成～	75%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

注1 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

注2 クリーンディーゼル車に対する令和4年度における経過措置（2030年度燃費基準60%達成～：非課税）を令和5年12月末まで延長。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。